

平成27年第1回吉田町議会臨時会

吉田町議会会議録

平成27年1月15日 開会

}

平成27年1月15日 閉会

吉田町議会

平成27年第1回吉田町議会臨時会会議録目次

第 1 号 (1月15日)

○町長挨拶	1
○開会の宣告	1
○会議録署名議員の指名	1
○会期の決定	2
○諸報告について	2
○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	2
○日程の追加について	6
○吉田町牧之原市広域施設組合議会議員の選挙について	7
○日程の追加について	8
○発議案第1号の上程、説明、質疑	8
○日程の追加について	14
○増田宏胤議員に対し不当利得退職金受給に関する説明責任を求める決議撤回の件	15
○日程の追加について	16
○発議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	16
○町長挨拶	18
○議長挨拶	19
○閉会の宣告	19

開会 午前 9時00分

○議長（八木 栄君） 改めまして、おはようございます。

本日ここに平成27年第1回吉田町議会臨時会が招集されました。議員各位には御出席をいただき、ありがとうございます。

本臨時会に提出される諸議案につきましては、後刻町長から説明がありますが、議員各位におかれましては円滑に議事を進められ、適正、妥当な議決に達せられますよう、最後まで慎重なる御審議をお願いいたします。

◎町長挨拶

○議長（八木 栄君） 開会に当たり、町長から御挨拶をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 新年あけましておめでとうございます。本年もどうぞよろしくお願います。

我々も、臨時会が今後あるかどうかわかりませんが、あったとしても定例会は一度しかございません。残り少ない任期でございますけれども、町民のため頑張りたいと思いますので、どうぞよろしくお願います。

◎開会の宣告

○議長（八木 栄君） ただいまから、平成27年第1回吉田町議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

なお、本臨時会へ説明員として委任または囑託され出席する者の職、氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（八木 栄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第121条の規定により、8番、吉永満榮君、9番、大塚邦子君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（八木 栄君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

本臨時会の会期は、本日1日限りとすることに決定しました。

なお、会議予定につきましては、お手元に配付の会期及び審議予定表のとおりでありますので、御了承願います。

◎諸報告について

○議長（八木 栄君） 日程第3、諸報告を行います。

初めに、昨年12月22日、平野 積君から一身上の都合との理由により議員を辞職したい旨の願い出がありましたので、地方自治法第126条ただし書きの規定により、同日、議員辞職願を許可しましたから、会議規則第94条第2項の規定により報告いたします。

次に、平野議員の辞職に伴い、欠員となりました産業建設常任委員会委員に、5番、三輪正邦君を、議会運営委員会委員に、6番、枝村和秋君を、議会広報推進特別委員会委員に、2番、杉本幸正君を、委員会条例第5条第4項ただし書きの規定により、去る1月8日にそれぞれ指名し、通知しましたので報告いたします。

また、1月13日には議会運営委員会委員長として、6番、枝村和秋君が、1月14日には議会広報推進特別委員会副委員長として、9番、大塚邦子君がそれぞれの委員会において選任されましたので、あわせて報告いたします。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第4、第1号議案 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 平成27年第1回吉田町議会臨時会に上程いたします議案の内容につきまして、御説明申し上げます。

今回上程いたします議案は、条例の一部改正について1件でございます。

それでは、議案につきまして御説明申し上げます。

第1号議案は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、公職選挙法等の一部を改正する法律（平成25年法律第21号）が平成25年6月30

日に施行されたことに伴いまして、病院、老人福祉施設等で実施する不在者投票に、町の選挙管理委員会が選定した者を投票に立ち合わせる外部立会人の報酬について、条例を定める必要が生じたことから、法改正の趣旨に沿いまして外部立会人の報酬を新たに規定するとともに、あわせて本条例に規定している選挙長等の報酬につきまして、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和25年法律第179号）に規定する額を準用する内容の条例改正をお認めいただくとするものでございます。

以上が、上程をいたします1議案の概要でございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。それでは、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（八木 栄君） 町長からの提案理由の説明が終わりました。

担当課長から詳細なる説明をお願いします。

総務課長、谷澤智秀君。

〔総務課長 谷澤智秀君登壇〕

○総務課長（谷澤智秀君） 総務課でございます。

第1号議案の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての内容につきまして、御説明申し上げます。

議案書の2ページ、3ページ及び参考資料ナンバー1をごらんをいただきたいと存じます。

本議案は、成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律が平成25年6月30日に施行され、病院、老人福祉施設等で実施します不在者投票につきまして、市町村の選挙管理委員会が選定した者を投票に立ち合わせるなどの方法で、不在者投票の公正な実施の確保に努めなければならないと法律で定められましたことから、病院、老人福祉施設等の施設管理者から、当町の選挙管理委員会に外部立会人が依頼された際の報酬につきまして、条例で定めるものでございます。また、あわせて、法改正の趣旨に沿いまして、外部立会人の報酬を新たに規定する内容の条例改正をお認めいただくとするものでございます。

なお、外部立会人の報酬は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律に規定されております額を準用するものでございます。

また、本条例に規定しております選挙長等の報酬につきまして、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律に規定されております額と一致していないものにつきましては、同法に規定する額を準用する内容の条例改正を、あわせてお認めいただくとするものでございます。

改正の内容でございますが、別表第1に規定されております特別職の職員で非常勤のものの報酬につきまして、選挙長が選挙1回1万700円から1万600円に、投票所の投票管理者が日額1万2,700円から1万2,600円に、期日前投票所の投票管理者の日額1万1,200円から1万1,100円に、開票管理者が1回1万700円から1万600円に、選挙開票立会人が1回8,900円から8,800円に、投票所の投票立会人が日額1万800円から1万700円に、期日前投票所の投票立会人が日額9,600円から9,500円に、それぞれ100円ずつ引き下げるものでございます。

また、指定病院等におけます不在者投票の外部立会人を新たに別表に追加をし、日額1万700円、ただし立会時間に応じて任命権者が定める額とし、時間を単位として報酬を支給することができる旨を規定するものでございます。

なお、この条例は公布の日から施行するものでございます。

簡単ではございますが、以上が第1号議案につきましての御説明でございます。御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（八木 栄君） 以上で上程議案の説明が終わりました。

ここで暫時休憩といたします。

休憩中に全員協議会を開催いたしますので、議員及び当局の皆さんは第2会議室にお集まりください。

休憩 午前 9時07分

再開 午前 9時30分

○議長（八木 栄君） それでは、休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開します。

引き続き、第1号議案 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑につきましては、数値や説明を受けた内容などについて確認の質問とならないようお願いいたします。また、発言は簡潔明瞭に、審議する議題に関すること以外の質疑にまで至らないよう、御協力をお願いいたします。

質疑はありませんか。

3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） いただいた資料の一番最後のところに、指定病院等における不在者投票の外部立会人が新たに設けられたと。当然、考えられる経緯があるんですけども、いま一度その経緯と、それと背景とか、これが必要になって新たに定められた内容、それを教えていただければ。

○議長（八木 栄君） 総務課長、谷澤智秀君。

○総務課長（谷澤智秀君） この外部立会人の指定病院等におけます不在者投票の外部立会人制度の関係でございますが、不在者投票施設というのは指定を一応されておりまして、当町では4施設、はいなん吉田病院、それから杉の子園が二つ、片岡、住吉、それからあと、コミュニティーケア吉田が指定病院になっております。

また、これは吉田町だけではなくて、あと榛原病院であるとか、いろんな病院が指定病院になっているわけですが、この当時、前に施設の中で行われております投票が密室の中での投票が行われていて、公平性が保てないのではないかとこのころがございまして、違法であるとかいう事件が一部その当時あったと思うんですが、そうした背景がありまして、まず、この不在者投票の公正な実施の確保ということが課題となっております、そうした中から不在者投票施設、指定病院等における不在者投票施設で外部の職員、要するに指定病院の場合は施設長が不在者投票の管理者になるんですが、そこが公正な選挙を実施するために選挙管理委員会に投票立会人を選任してくれというような依頼をできる制度になりまして、その依頼を受けて町が選任した立会人を派遣するというのが、今回この趣旨でございますので、それが今回制度化されたということで、今回加えさせていただくということでございます。

また、これは当町が実施をするということですが、これは例えばですけども、今度統一

地方選が吉田町の場合もあるわけですが、例えば焼津の病院があったとします。そこに吉田町の方が1人入院をされていて、そこで不在者投票をやりたいと言った場合に、その施設長が吉田町の選挙管理委員会に依頼が来る場合もありますし、焼津の選挙管理委員会に申請を出す場合もあります。その場合は、焼津の選挙管理委員会からこちらには報告があるんですけども、そうしますと焼津の選挙管理委員会がその病院のほうに職員を派遣して、立会人を選任して派遣がされます。そうすると、焼津市が派遣していますので、そのお金の分を今度こちらが、焼津市から請求が、吉田町の選挙ですので吉田に対して請求があつて、それを支払っていくと。そうした場合に、報酬を定めておく必要があるということになります。

外部ばかりではなく、逆の立場もあります。ほかの選挙でうちが選任する場合がありますし、そうしたことから、今回、外部立会人というのを新たな制度のもとで報酬を定めるということで、統一単価ということで、国の金額を1万700円ということで定められたというものでございます。

以上です。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 今説明の中で、場合がある、病院に入院している方が不在者投票をする場合があると。そうすると、この金額はその中でわかったんですけども、それと人数に関しては、例えばその都度対応するという事しかないわけですか。

○議長（八木 栄君） 総務課長、谷澤智秀君。

○総務課長（谷澤智秀君） 人数というのは、外部立会人を選任する人数ということでよろしいですか。

○3番（山内 均君） はい。

○総務課長（谷澤智秀君） これは2名ということで、期日前投票と同じ2名を選任する形になるかと思いますが。

以上です。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 要するに2名の方が出張をしてとか、そういう形で対応するという事ですか。わかりました。了解。

○議長（八木 栄君） ほかにいかがですか。

12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 12番、藤田でございます。

今回、今、同僚議員から質問があったように、不在者投票所の外部立会人に合わせて、国の報酬金額と差があるものに関しても合わせて改正を行っているわけですが、先ほどの全協で、平成19年改正を行って今までそのままであった理由というものを、どうしてそんな形になったかということをお願いします。

○議長（八木 栄君） 総務課長、谷澤智秀君。

○総務課長（谷澤智秀君） まず、平成19年に国会議員の選挙の関係で基準のほうで改正をされたわけですが、当時はこの額を期日前投票とかが新たに制度化されてきておまして、そうしたことを踏まえまして、額を下げるのが非常に大変だという中で、額は現状の中でいけるだろうと。といいますのは、各選挙におきまして選挙の執行経費というのが、

国・県の場合は全て出ます。これまでも、当町はその中で執行経費というのはトータルで全体で、先ほども職員の話もありましたけれども、全てトータルでの執行した金額で交付金、交付金以外の中で今までも10分の10の中でやってきているものですから、そうしたことを鑑みて、この制度はそのまま額でいけるだろうということで、これまでは来ておりました。

今回、じゃあなぜ改正するんだということがあるかと思います。これは、指定病院の不在者投票の外部立会人というのは、先ほど申し上げましたとおり、吉田町だけではなくて他市町の場合も今度はこちらが請求をしなければいけないとか、そうしたことから国の基準の1万700円に統一する必要があるが、当町だけで終わらない話なものですから、1万700円に統一する必要があります。そうした中で、この外部立会人の金額とほかの金額が合わないというのは、やはり同じ立会人の職務としては同じなものですから、今回の選挙、統一地方選も控えておりましたので、そうしたことから今回は国の基準に合わせましょうということで今回決定させていただいて、外部立会人と合わせた額で国の算定基準に合わせたというのが実態でございます。

以上です。

○12番（藤田和寿君） 了解。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） ないようですので、これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで資料配付のため、暫時休憩といたします。

休憩 午前 9時39分

再開 午前 9時41分

○議長（八木 栄君） それでは、休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程の追加について

○議長（八木 栄君） お手元に配付のとおり、町長から吉田町牧之原市広域施設組合議会議

員選出について依頼がありました。

ここでお諮りします。

吉田町牧之原市広域施設組合議会議員の選挙についてを日程に追加し、追加日程第1として直ちに選挙を行うことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、吉田町牧之原市広域施設組合議会議員の選挙についてを日程に追加し、追加日程第1として、直ちに選挙を行うことに決定いたしました。

◎吉田町牧之原市広域施設組合議会議員の選挙について

○議長（八木 栄君） 追加日程第1、吉田町牧之原市広域施設組合議会議員の選挙を行います。

この件につきましては、吉田町牧之原市広域施設組合議会の吉田町選出議員が欠員したことに伴い、町長から選出の依頼がありました。

したがって、ここでは1名の補欠選挙を行います。

初めに、吉田町牧之原市広域施設組合議会議員の選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

それでは、6番、枝村和秋君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名しました6番、枝村和秋君を当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました6番、枝村和秋君が吉田町牧之原市広域施設組合議会議員に当選をいたしました。

ここで、吉田町牧之原市広域施設組合議会議員に当選されました6番、枝村和秋君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をします。

〔「議長、9番」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 9番、大塚邦子君。

- 9番（大塚邦子君） 動議を提出したいと思います。
- 議長（八木 栄君） ただいま、9番、大塚邦子君から動議が提出されましたが、賛成者はいらっしゃいますか。
- 9番（大塚邦子君） 議長、9番。
- 議長（八木 栄君） 9番、大塚邦子君。
- 9番（大塚邦子君） この場でよろしいですか。
- 議長（八木 栄君） 賛成者はおりますかということなものですから。賛成の方。
- 9番（大塚邦子君） おります。
- 議長（八木 栄君） 誰か同意している方、起立をお願いします。
〔賛成者起立〕
- 議長（八木 栄君） わかりました。着席してください。
ただいま、大塚邦子君ほか2名から動議が提出されました。この動議は1名以上の賛成者がありますので成立いたしました。
ここで暫時休憩とします。
休憩中に議会運営委員会を開きますので、議会運営委員は第1会議室へ御集合ください。
再開は議会運営委員会が終了次第とし、再開時間をお知らせいたします。

休憩 午前 9時44分

再開 午前10時44分

- 議長（八木 栄君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開します。

◎日程の追加について

- 議長（八木 栄君） ここでお諮りします。
お手元に配付のとおり、増田宏胤議員に対し不当利得退職金受給に関する説明責任を求める決議を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。
〔「異議なし」の声あり〕
- 議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。
よって、追加日程第1を日程に追加し、日程の順序を変更して直ちに議題とすることに決定しました。

◎発議案第1号の上程、説明、質疑

- 議長（八木 栄君） 追加日程第1、発議案第1号 増田宏胤議員に対し不当利得退職金受給に関する説明責任を求める決議を議題とします。

ここで、地方自治法第117条の規定によって、10番、増田宏胤君の退場を求めます。

[10番 増田宏胤君退場]

○議長（八木 栄君） 暫時休憩とします。

休憩 午前10時45分

再開 午前10時45分

○議長（八木 栄君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

ただいまの出席議員数は、10名です。

提出者、9番、大塚邦子君の説明を求めます。

9番、大塚邦子君。

[9番 大塚邦子君登壇]

○9番（大塚邦子君） 発議案第1号。

平成27年1月15日。

吉田町議会議長、八木 栄殿。提出者、吉田町議会議員、大塚邦子。

賛成者、同上、三輪正邦君。同上、河原崎昇司君。

増田宏胤議員に対し不当利得退職金受給に関する説明責任を求める決議。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項、第2項の規定により提出いたします。

発議案の説明は、本文の朗読をもってかえさせていただきます。

増田宏胤議員は、自らの町職員退職の際に受給した退職金について、平成22年8月11日住民訴訟が提訴され、平成26年12月25日の判決（平成27年1月7日東京高裁控訴）では、勧奨退職として扱われることは許されないと、その違法性を認める判決が出された。しかしながら、時効により町の請求権は失っているとの判決であった。吉田町議会は、議会及び議員の活動原則並びに議会運営の公開性、公平性及び透明性を担保するために、平成26年4月、吉田町議会基本条例を制定した。同条例第4条、議員の行為規範において、「議員は自らが町民の代表者であることを自覚し、公正性及び透明性を重んじて行動し、町民に疑惑や不信を招くことがないようにしなければならない。」と謳っている。

この度の住民訴訟判決は、町民に、議員及び議会に対する不信を招いたと言わざるを得ない。従って、吉田町議会として増田宏胤議員に対し、町民への不当利得退職金受給に関し本会議にて説明責任を果たし、議会の信用回復に努める。

以上決議する。

平成27年1月15日、吉田町議会。

以上で説明を終わります。

○議長（八木 栄君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 山内です。

今、読まれた文章の中で括弧書きの部分がございます。平成27年1月7日東京高裁控訴、

これは現実的にはそういう話ですけれども、今、決議文で出されたものに関しては、12月25日に結論を出したものに対しての説明をしてほしいと、そういうことだと思うんですよ。それは間違いありません。そうしたときに、恐らくこの控訴ということに関しては、今言った時系列的な部分ではちょっとずれていますので、これは外さなければならぬんじゃないかなと思うんですけれども、その辺は、この趣旨というのを聞かせていただければ。

○議長（八木 栄君） 9番、大塚邦子君。

○9番（大塚邦子君） 括弧書きを載せた理由ですけれども、これはあくまでも町民の目線に立っております。町民の方々により、この平成26年12月25日の判決を受けて、早速、平成27年1月7日に東京高裁に控訴された。これは紛れもない事実でありますので、やはり議会としてしっかりと事実確認、事実を載せるという意味においては、なるべく詳しく載せたいと思ひまして、この文言を入れました。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 今、説明をいただきました。確かに、現状ではそうですよね。ただし、この控訴、これは多分出す人は変わるだろうと、違う判決が出るだろうと予測してやるわけです。当然そうでしょう。そのときに、今言われた町の人たちが思っているのはよくわかりますけれども、もし変わったときにまた逆転しちゃうじゃないですか。そういう意味で、こういう結論が出ていないものに関しての、その中に挿入することに関して、これは要らないんじゃないかと思うんですけれどもね。

逆に言うと、それが入ることによって、これが将来までずっと尾を引いて行って、ここで説明していただいたものが、説明することは必要だと思いますよね、僕は思いますけれども、いただいたものが次の向こうに行って逆な形が出る可能性って、もちろんゼロじゃないですから、そういう意味でこの部分に関してお尋ねをしたわけですけれどもね。

○議長（八木 栄君） 9番、大塚邦子君。

○9番（大塚邦子君） この括弧書きについては、現実を書いたということでございます。今回、私がこの発議案を出したことについては、裁判のことにしましては、議会の外で行われていることとしまして、ここには余り関与、議会としては深く物申すつもりはございません。ただ、議会の中の問題として、どのように今回の町民のさまざまな意見を聞いて、議会としてどのような意思表示をするか、議会の見解を求められているというふうに判断しましたので、今回の発議はあくまでも議会の中のこととしてやっていきたいというふうに考えました。

しかしながら、現実を書かなければいけないということで、今、実際どういうことが起きているのかということ、この中には書かせてもらいましたけれども、趣旨は議会の中でどういう我々は判断をするかと、行動をするかというところの1点で出させてもらいました。

以上です。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 山内です。

趣旨はわかりました。ただ、この控訴というのが入ってくると、これ控訴がなかったらやらなかったですかという話にも通じますよね。そういう意味で入れないほうが、もちろん思いはわかりますよ。ただ、これが入ることによって、特にこれが括弧で強調されていることによって、そういう問題、感覚として出るんじゃないかなと思う人もいます。自分な

んかは、そういうのではないほうがいいんじゃないかな、そういう意味でね。

それで、あくまでもやっぱり議会がやらなきゃならんことは、確かに透明性、公平性を決めた議会条例の中に沿ってやっていくことが必要だと思うんですけども、それを余り附属をつけ過ぎちゃうと、その辺のしっかりした目的がちょっとずれていくというか、複雑になり過ぎちゃうような気がしますので、その辺でこれは僕はないほうがいいんじゃないですかと思うのね。意見としてはそういうことです。

○議長（八木 栄君） 9番、大塚邦子君。

○9番（大塚邦子君） この際申し上げておきたいんですけども、確かに裁判のことは今回の発議については、あくまでも議会の中で我々は何をすべきかということの立場に立っての発議案なんですけれども、あえて裁判のことを、この間、行政報告会もあったので、その際説明を伺ったときの内容ですけども、あくまでもこの平成22年の8月11日の住民訴訟の判決が26年12月25日に出了たけれども、そこでは退職金の支出については、勧奨退職として扱われることは許されなかったということで、違法性を裁判官のほうで認めておられます。今回のこの高裁のほうに持っていかれたのは、あくまでも争点は時効の問題でございます。

ですので、そういうこともございますので、この我々議会の中で同僚議員の増田宏胤議員と一緒に議会の構成員としてやっておりますけれども、町民の感情としては、勧奨退職金の支払いは違法性があったというところで、私はそこでここで議会の中で、議会の中としては何をすればいいのかというところでやっていけばいいのかなというふうに思いますので、山内議員がこの括弧書きにこだわっておられますけれども、これはあくまでも事実を書いたというところで、その結果がどうなるかというところは私は考えておりませんでしたので、ちょっと意見をつけ加えさせていただきます。

以上です。

○議長（八木 栄君） 1番、増田剛士君。

○1番（増田剛士君） 増田です。

今、説明を聞いていますと、宏胤議員が訴えられているような感じに、ニュアンスにとられるんですね。でも、実際は町が勧奨退職として払ったということに対して裁判で争ったわけですよ。そういうものですね。この文章からいくと、ちょっとその辺があやふやというか、とり方によってうまくないのかなと思うんですが、その点は訂正というのか、していかないとよくないのかなと。町民に議員及び議会に対する不信を招いたと、この訴訟が招いたと。訴訟自体は町を訴えたわけですよ。そうですね。違うの。そこら辺の説明をもう一度お願いします。

○議長（八木 栄君） 9番、大塚邦子君。

○9番（大塚邦子君） 今回の住民訴訟は、吉田町長が被告にはなっております。その住民訴訟の原告側が何を言ったかということ、割り増し勧奨退職金が支払われたことは、これは違法性があると。したがって、割り増しで支払われた退職金を返してもらいたいという、そういう請求権の主張をしたということであって、行政事務の問題を、そういう意味では町を訴えたという訴える意味が違うと思うんですね。増田宏胤議員に支払われた退職金の割り増しの部分を返してもらいなさいという裁判でございまして、その事務の内容を争う裁判ではないわけでございます。と認識しておりますが。

それで、その結論としては違法性は認めたと。本来なら勧奨退職として扱うことは許され

なかったという結論を出しているわけですね。それに対して、ただ、請求権については時効が成立しているということで、取り下げられたということでもありますので、町が悪いということよりは、お金を返してもらいたいという趣旨の裁判なんです、今回は。

以上です。

○議長（八木 栄君） 1 番、増田剛士君。

○1 番（増田剛士君） ですから返還請求ですよ、要はね。町に対して返還しなさいよという請求の裁判を起こした、ですよ。そうですね。違ふの。だから被告というか、町はその余分に払った分を請求しなさいよということで提訴した、それはわかった。それが一つ。だから、この判決によってその請求権はもう時効ですよ。でも、勸奨退職として扱ったことは違法ですよ。そういうことですね。それは、町がやったことに対して違法ですよと言っているわけですよ。そうですね。

○9 番（大塚邦子君） そうですね、はい。

○1 番（増田剛士君） 話が、それをもらったほうの増田議員が悪いんだ、わかっていてそれをもらったんでしょというふうなことで、これは不信を招くというふうなことで説明してくださいということでこの決議というか、この文を出したということですね。だから、その辺のところをもうちょっとちゃんと文章をしていかないと、話がこう余計ややこしくなっちゃっているの、これ。そこのところをちょっと求めたいと思います。

○議長（八木 栄君） 9 番、大塚邦子君。

○9 番（大塚邦子君） 今回、増田宏胤議員は現職で公職でございます。これが私人であればまた違ふと思いますけれども、やはり公の職を持っている議員としてどうあるべきかというところが、多くの町民の方から不信になっているというふうに、私は周りの方々とお話をする限りはそのように受けとめました。今回、吉田町議会基本条例を制定しておりますので、そこの第4条の関係ですと、やはり議員、公職の者としてどのように町民に対して行動したらよいのかということだというふうに思いますので、悪者は誰だということになるとまたちょっと話は違ひまして、あくまでも公職の者としてどういうことをしたらよいのかというところが、我々にも町民から問われているんだというふうに思いまして、この文章にしましたけれども。

説明になっていないかもしれませんが、以上です。

○議長（八木 栄君） 3 番、山内 均君。

○3 番（山内 均君） 3 字削除 として説明します。これは内容が二つありまして、一つは今言われた勸奨退職の一連のものがいいかどうか、これが認められちゃうとおかしいよと。その中で、法治国家の中で結論として時効というものを含めても抵触しないよと。それに対して控訴したわけですけども。

それともう一つは、今、増田議員が言った町、町長に対して、町長でしょう、いわゆる個人じゃなくて。町長に対してそういう判決が出たときには、遅滞なく速やかに戻してくださいねという二本立てなんです。今やっているのは最初のほうの部分の、違法性が出たけれども、それに対してやっぱり町の人たちは説明が欲しいだろうと、そういう二つの問題が含まれていますので……

○議長（八木 栄君） 山内議員、大塚議員に対しての質疑でありますので、今、山内議員の説明を求めているわけではございませんので、質疑であったらお話をしてください。質疑を

してください。

○3番（山内 均君） してないよ、そんな。

○議長（八木 栄君） ほかにいかがですか。

12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 12番。

今、山内議員のほうから 3字削除 としてと言った発言があったのですが、それについてはぜひとも訂正なり取り消ししていただかないと、それこそ今、同僚議員の1番議員からあったような形で、この提案者であります大塚議員の趣旨と違った裁判にかかわることに関する決議というような内容になっていく可能性がありますので、山内議員には発言取り消しを求めたいと思います。

○議長（八木 栄君） 山内議員、ただいま12番議員のほうからそういうところの請求がありました、いかがいたしますか。

3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 認識不足でまことに申しわけありません、取り消して。今の文言の一部に対しては、3字削除 という部分に関しては取り消しをお願いします。

○議長（八木 栄君） それでは、ただいま皆さん協議していただいておりますのは決議案でございますので、裁判の内容をここで話し合っているわけではございませんので、出されましたこの決議案に対しての質疑ということでございますので、その辺を勘違いしないようにお願いしたいと思います。

3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 山内です。

ちょっと返しますけれども、例えば間違った共通認識の中でやっていったら審議ってできないじゃないですか。それは本来だったら、休憩を通してこれはこうなんだよと言って説明をしていかんとまずいじゃないですか。例えば、じゃ首を振っていますけれども、どうふうに考えますか。

○議長（八木 栄君） あくまでも決議案に対しての質疑ということでお願いいたします。

12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 12番。

私も今日、初めてこの決議案について目を通させていただいたのですけれども、言いたい内容については十分理解するところでございますけれども、やはり議会として決議するには、しっかりとした事実というものを示す必要があると。やはり議会議決する決議ということでありますので、そういった点から考えますと、前半からの増田宏胤議員は住民訴訟が提訴されという形になっていきますので、個人が提訴されたといったようなことが見受けられるんじゃないかなというようなことが、先ほど1番議員からも同様な質問があったんですけれども、先ほど大塚議員からの説明では、その辺のところは明確な御答弁がなく、気持ち的なことで御答弁がなされたんですけれども、やはり議会として決議する以上、ましてや控訴といった状態で、その内容についても上告されているわけでございますので、そういった問題に議会は立ち入らないというような形で御説明されたにもかかわらず、そういったところがこの決議文の中に入っているというのは、いかがかと思うんですけれども、御説明と内容が違う、差異があるんですけれども、それについて再度、御説明をお願いします。

- 議長（八木 栄君） 9番、大塚邦子君。
- 9番（大塚邦子君） 藤田議員の質問でございますけれども、文章の足りないところは、私が作った文章なのであるということもございますけれども、あくまでも何を求めていくのかというところで、判断をしていただければありがたいなというふうに思っております。この中で問題としては、公職についている、ここで議員、議席をともにしている増田宏胤議員の町民に対する不信感をみずから説明責任を果たしてもらいたいというところでございます。ですので、この文章を読んでいただいて、御指摘の部分で抜けているところはございますが、誤りではないというところで、この文章は町民に読んでいただければ理解はしていただけるというふうには思っております。
- 議長（八木 栄君） そのほか質疑はありますか。
〔発言する者なし〕
- 議長（八木 栄君） それでは、質疑がないようですので、これで質疑を終結します。
大塚議員、御苦労さまでした。
それでは、討論を行います。
〔「議長、動議」の声あり〕
- 議長（八木 栄君） 反対討論は。
〔「動議」の声あり〕
- 議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。
- 12番（藤田和寿君） ここで休憩動議を起こします。
- 議長（八木 栄君） ただいま、12番、藤田和寿君から休憩の動議が出ましたが、休憩動議ということよろしいでしょうか。
〔「異議なし」の声あり〕
- 議長（八木 栄君） それでは、異議なしと認めます。
それでは、暫時休憩といたします。

休憩 午前 11時 11分

再開 午後 1時 33分

- 議長（八木 栄君） それでは、休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開します。

◎日程の追加について

- 議長（八木 栄君） お手元に配付のとおり、9番、大塚邦子君ほか2名から提出された、増田宏胤議員に対し不当利得退職金受給に関する説明責任を求める決議について、会議規則第19条の規定により、撤回したいとの申し出がありました。

増田宏胤議員に対し不当利得退職金受給に関する説明責任を求める決議撤回の件を日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

よって、増田宏胤議員に対し不当利得退職金受給に関する説明責任を求める決議撤回の件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

◎増田宏胤議員に対し不当利得退職金受給に関する説明責任を求める決議撤回の件

○議長（八木 栄君） 追加日程第1、増田宏胤議員に対し不当利得退職金受給に関する説明責任を求める決議撤回の件を議題にします。

9番、大塚邦子君から増田宏胤議員に対し不当利得退職金受給に関する説明責任を求める決議撤回の理由の説明を求めます。

9番、大塚邦子君。

〔9番 大塚邦子君登壇〕

○9番（大塚邦子君） 9番、大塚邦子でございます。

平成27年1月15日。

吉田町議会議長、八木 栄様。吉田町議会議員、大塚邦子。

事件撤回請求書。

平成27年1月15日提出した事件は、次の理由により撤回したいので、吉田町会議規則第19条の規定により請求します。

件名、増田宏胤議員に対し不当利得退職金受給に関する説明責任を求める決議。

撤回の理由、文章の一部に誤解を招く箇所があったので撤回したいと思います。

よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（八木 栄君） お諮りします。

ただいま議題となっております、増田宏胤議員に対し不当利得退職金受給に関する説明責任を求める決議撤回の件を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、増田宏胤議員に対し不当利得退職金受給に関する説明責任を求める決議撤回の件を許可することに決定しました。

それでは、10番、増田宏胤君の入場を許可します。

〔10番 増田宏胤君入場〕

○議長（八木 栄君） ここで暫時休憩とします。

休憩 午後 1時35分

再開 午後 1時37分

○議長（八木 栄君） 暫時休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいまの出席議員数は、11名です。

〔「議長、動議」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 9番、大塚邦子君。

○9番（大塚邦子君） 9番、大塚邦子です。

私は、動議を提出いたします。

日程の順序を変更し、増田宏胤議員に対し不当利得退職金受給に関する説明責任を求める決議を審議することを望みます。

以上です。

○議長（八木 栄君） この動議に賛成者の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（八木 栄君） ただいま、大塚邦子君ほか2名から増田宏胤議員に対し不当利得退職金受給に関する説明責任を求める決議が提出されました。

この動議は、1人以上の賛成者がありますので、成立いたしました。

ここで暫時休憩とします。

休憩中に議会運営委員会を開きますので、議会運営委員は第1会議室へ御集合ください。

再開は議会運営委員会が終了次第とし、再開時間をお知らせします。

休憩 午後 1時38分

再開 午後 1時52分

○議長（八木 栄君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

◎日程の追加について

○議長（八木 栄君） ここでお諮りします。

お手元に配付のとおり、増田宏胤議員に対し不当利得退職金受給に関する説明責任を求める決議を日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、追加日程第1を日程に追加し、日程の順序を変更して直ちに議題とすることに決定しました。

◎発議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 追加日程第1、発議案第2号 増田宏胤議員に対し不当利得退職金受給に関する説明責任を求める決議を議題とします。

ここで地方自治法第117条の規定によって、10番、増田宏胤君の退場を求めます。

[10番 増田宏胤君退場]

○議長（八木 栄君） ここで暫時休憩とします。

休憩 午後 1時53分

再開 午後 1時53分

○議長（八木 栄君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

ただいまの出席議員数は、10名です。

提出者、大塚邦子君の説明を求めます。

9番、大塚邦子君。

[9番 大塚邦子君登壇]

○9番（大塚邦子君） 発議案第2号。

平成27年1月15日。

吉田町議会議長、八木 栄殿。提出者、吉田町議会議員、大塚邦子。

賛成者、同上、三輪正邦君。同上、河原崎昇司君。

増田宏胤議員に対し不当利得退職金受給に関する説明責任を求める決議。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

決議文の朗読をもって、説明にかえさせていただきます。

増田宏胤議員に対し不当利得退職金受給に関する説明責任を求める決議。

増田宏胤議員が、自らの町職員退職の際に受給した退職金について、平成22年8月11日町に住民訴訟が提訴され、平成26年12月25日の判決では、勸奨退職として扱われることは許されないと、その違法性を認める判決が出された。しかしながら、時効により町の請求権は失っているとの判決であった。吉田町議会は、議会及び議員の活動原則並びに議会運営の公開性、公平性及び透明性を担保するために、平成26年3月、吉田町議会基本条例を制定した。同条例第4条、議員の行為規範において、「議員は自らが町民の代表者であることを自覚し、公正性及び透明性を重んじて行動し、町民に疑惑や不信を招くことがないようにしなければならない。」と謳っている。

この度の住民訴訟判決は、町民に、議員及び議会に対する不信を招いたと言わざるを得ない。従って、吉田町議会として増田宏胤議員に対し、不当利得退職金受給に関し本会議にて町民への説明責任を果たすよう強く求める。

以上決議する。

平成27年1月15日、吉田町議会。

以上です。

○議長（八木 栄君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（八木 栄君） 質疑なしと認めます。

大塚議員、御苦労さまでした。

討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決とすることに決定しました。

それでは、10番、増田宏胤君の入場を許可します。

〔10番 増田宏胤君入場〕

○議長（八木 栄君） ここで暫時休憩とします。

休憩 午後 1時57分

再開 午後 1時58分

○議長（八木 栄君） それでは、暫時休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開します。

◎町長挨拶

○議長（八木 栄君） ただいまの出席議員数は、11名です。

以上で、平成27年第1回吉田町議会臨時会の全ての日程が終了しました。

閉会に当たり、町長から御挨拶をいただきます。

町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 議員の皆様には御苦労さまでございました。

私、いつも思うんですけれども、議会の皆様がさまざまな当局提案の議案等に対してチェック機能を働かせ、議会の意思として否決をすると。それは別に議会の総意でございますので、我々行政側がどうのこうの言う問題ではございません。

しかしながら、今回もございましたけれども、説明責任を問うよという決議がなされて、初めて説明が問われるとなるわけですから、今までも議案等を否決した場合に、私は当局を代表して、議員にその説明をしていただきたいと何度も申し上げてきましたけれども、いまだ幾つかのことについては、全く説明責任が果たされていないと私は思っています。最終的にはこういう形での説明責任を求める決議は、拘束力を持った形でやらなければ、議員というものは常に逃げてしまうというようなことは、議員としてあるまじき行為であると思っております。議会がチェック機能を働かせたければ、議会がチェック機能を働かせないように、ぜひともよろしくお願い申し上げたいと思っております。

◎議長挨拶

○議長（八木 栄君） 本臨時会におきましては予定された議事が終了し、無事閉会の運びとなりました。これも議員各位の終始極めて真剣な御審議によるものと、心から厚く御礼を申し上げます。

◎閉会の宣告

○議長（八木 栄君） これで、平成27年第1回吉田町議会臨時会を閉会いたします。
御協力ありがとうございました。

閉会 午後 2時00分